

こちらの「よくある質問」は、キャンペーン第2弾に関するものです。
 キャンペーン第1弾(6月5日～7月31日)とは内容が異なりますのでご注意ください。

よくあるご質問を以下にまとめました。ご不明な点につきましては、まずこちらをご覧ください。

なお、その他ご質問につきましては、「楽天トラベル」「じゃらん.net」各社に直接お問い合わせください。
 (事務局では、旅行商品内容等の個別・具体的な案内を行っておりません。)

全般

	ご質問	ご回答
1	「おきなわ彩発見キャンペーン」第2弾を申し込むにはどうしたらよいですか？	本キャンペーン第2弾のお申し込みは オンラインのみ となります。(電話等でのお申し込みはできません。) お申し込み方法の詳細は、対象事業者(楽天トラベル じゃらん.net)の特設ページをご確認ください。
2	キャンペーン利用の対象者は？	沖縄県内在住の方を対象とします。 なお、県内在住者の確認は、「①購入時の住所入力」「②宿泊施設チェックイン時」の2段階で実施します。
3	旅行参加者の代表者(申込・購入)が県内在住者であればよいのか？	割引クーポンの適用をする場合は、 全員が県内在住者である必要があります。
4	県内在住であることを確認する書類とは？	運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)など本人を確認でき県内住所が記載されている公的書類を指します。 詳しくは【 県内在住者確認書類に関するご案内 】(3～4ページ)をご参照ください。
5	割引クーポンは、1人当たりの金額なのか？ 1泊ごとに適用されるのか？	1旅行商品あたりの割引クーポン です。泊数に関係なく 1旅行当たりの旅行代金 に対しての設定となります。
6	7月10日以前に予約、または支払ったものは対象となりますか？	対象にはなりません。 各社の販売開始日(楽天トラベル:7月10日/じゃらん.net:7月15日)以降受付分、かつ割引クーポン適用分が対象となります。
7	いつまでのものが対象ですか？	発売開始日以降、8月31日チェックアウトの旅行商品 が対象となります。
8	航空券のみの利用は対象となりますか？	航空券のみは対象にはなりません。
9	会員登録は必要ですか？	沖縄県の住所のみクーポンが表示されるため、 登録が必要 となります。

割引クーポンについて

	ご質問	ご回答
1	割引クーポンは先着順？	先着順です。
2	割引クーポンはいつまで使えますか？	割引クーポン利用 (宿泊予約が確定した時点で使用済みとなります。)の 総額が予算額に達した時点で終了 となります。 このため、終了後にクーポンを取得してもご利用いただくことはできませんのでご注意ください。

	ご質問	ご回答
3	電話予約や旅館ホテルの窓口で、クーポンを利用できないのか？ 紙でのクーポン発行はできないのか？	本キャンペーン第2弾のお申し込みは オンラインのみ であり、したがって、 電話予約、旅館・ホテル窓口等でのクーポン利用はできません 。 また、クーポンもオンライン上で発行されます。(プリントアウトしてもクーポンはご利用いただけません。)
4	クーポンを使えない(消えてしまった)のはなぜですか？	以下の場合、クーポンを取得しても予約時に選択できないことがあります。 ① クーポン先着利用枚数の上限に達している (クーポンは先着利用枚数[予約成立順]に達した時点で自動的に新規取得や利用ができなくなります。) ② クーポンの利用可能枚数を超えている
5	アプリからもクーポンの取得・利用はできますか？	今回のクーポン配布はアプリには対応していません。
6	このクーポンは子どもの宿泊にも利用できますか？	このクーポンは大人料金のみにも適用されます。 小人料金には適用できません 。

「楽天トラベル」関連

	ご質問	ご回答
1	クーポンはどのように使うのでしょうか？	こちらをご覧ください。 https://travel.rakuten.co.jp/coupon/help.html
2	クーポン取得画面が出てきません。	クーポン取得ページは7月13日にスタートします。7月10日～7月12日の期間は日付検索結果画面、または各ホテルのプラン検索結果画面からクーポン取得を行ってください。
3	電話の問い合わせ先はありますか？	電話の問い合わせ先はございません。 問い合わせwebページからご確認ください。

「じゃらん.net」関連

	ご質問	ご回答
1	沖縄全域で使えるクーポンとは何ですか？	沖縄県全域(離島を含む)の宿泊施設にて使用が可能なクーポンです。
2	離島のみで使えるクーポンとは何ですか？	沖縄本島以外の宿泊施設にて使用が可能なクーポンです。より多くの方が離島にて彩発見いただけるように設定しております。
3	電話の問い合わせ先はありますか？	電話の問い合わせ先はございません。 問い合わせwebページからご確認ください。

「おきなわ彩発見」キャンペーン対象旅行商品のご利用にあたっては、
①旅行商品ご購入時 および ②宿泊施設ご利用時 に「沖縄県内在住者であること」の確認を行います。

「沖縄県内在住者であること」の確認は本人確認書類により実施いたしますので、宿泊施設にて提示を求められた場合、**ご利用者全員分の本人確認書類を必ずご提示ください。**

※ **ご提示いただけない場合には、本キャンペーンをご利用いただけません。**
 (この場合において、旅行商品ご購入後であった場合には、補助の対象外となるため、後日販売会社から補助額相当分の金額が請求される場合がございます。くれぐれもご注意ください。)

【本人確認書類として認められるものの例】

※ **本人確認書類に記載された住所が現在の住所でない場合は、現住所が記載された他の証明書類(補助書類)を合わせてご提示ください。(4ページ参照)**

※ **販売会社等が特に定める場合は、当該販売会社等の定めに従ってください。**

本人確認書類	ご注意事項
運転免許証 運転経歴証明書(顔写真あり)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住所の変更がある場合は、現住所が記載されている裏面もご提示ください。 ➢ 運転経歴証明書は、平成24年4月1日以降に交付されたものに限りです。
パスポート(日本国旅券)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現住所が記載されているものであることが必要です。
健康保険証	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現住所が記載されているものであることが必要です。
個人番号カード(顔写真あり)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現住所が記載されているものがであることが必要です。 ➢ 顔写真なしの個人番号カード、個人番号通知カードの場合は、必ず補助書類を組み合わせでご提示ください。
住民基本台帳カード(顔写真あり)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住所の変更がある場合は、現住所が記載されている裏面もご提示ください。 ➢ 顔写真なしの住民基本台帳カードの場合は、必ず補助書類を組み合わせでご提示ください。
外国人登録証明書 在留カード 特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現住所が記載されているものがであることが必要です。また、変更の記載がある場合は、変更内容が記載されている裏面もご提示ください。 ➢ 日本国籍をお持ちでない方で、在留期限がある方がお申し込みをされる場合には、在留期限が確認できる書類が必要です。
住民票の写し(個人番号の記載がないもの) 印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現住所が記載された発行日から3か月以内のものに限りです。
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 氏名・住所・生年月日が記載されている面をご提示ください。 ➢ 写真貼付欄があるものについては、写真貼付のものをご提示ください。
顔写真付きの公的証明書類	(例)国会議員の証明書、写真ありの中学・高校・大学・専修学校等の学生証 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 氏名・住所が記載されているものであることが必要です。
各種年金手帳 母子手帳 官公庁から発行または発給された書類で、氏名・住所及び生年月日の記載があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 母子健康手帳は、母および子の証明書類として使用できます。また、子の場合は出生届出済証明のある手帳に限りです。

【本人確認書類がない場合/本人確認書類記載の住所が現住所でない場合】

3ページに記載した本人確認書類をお持ちでない場合は、以下の書類をご提示ください。

また、本人確認書類に記載された住所が現在の住所でない場合は、現住所が記載された他の証明書類(補助書類)を合わせてご提示ください。

※販売会社等が特に定める場合は、当該販売会社等の定めに従ってください。

補助書類	ご注意事項
国税(地方税)の領収証書または納税証明書	➤ 発行日から3か月以内で、現住所および氏名が記載されているものに限りませす。
社会保険料の領収証書	➤ 発行日から3か月以内で、現住所および氏名が記載されているものに限りませす。
公共料金(電気・ガス・水道・NHK・固定電話)の領収証書 ※携帯電話の領収証書は利用できません。	➤ 発行日から3か月以内で、現住所および氏名が記載されている領収印がある領収証書、または発行日(口座引落日)および現住所が記載されている口座振替済通知書に限りませす。
官公庁から発行または発給された書類で、氏名及び住所の記載があるもの	➤ 発行日から3か月以内のものに限りませす。